

秋田市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
粗大ごみ運搬処理手数料
ただし、粗大ごみ収集オンライン申込みシステムと連携した、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和6年3月21日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで